

令和7年度当初

予算概算要求の概要
動物衛生課

令和6年8月

農林水産省

家畜衛生の推進 (ソフト)

【令和7年度予算概算要求額 2,269 (1,720) 百万円の内数】

<対策のポイント>

都道府県等が地域の実態を踏まえて実施する、**家畜の伝染性疾病に関する監視体制の整備、発生予防・まん延防止の取組、畜産物の安全性向上や野生動物の対策強化**の取組を支援します。

<事業目標>

家畜の伝染性疾病に係るまん延防止措置が適切に実施されていないために疾病をまん延させてしまった事例の件数を0件とすること

<事業の内容>

1. 監視体制の整備

家畜保健衛生所の検査体制を強化するため、**検査機器の整備**や検査の信頼性確保に向けた**精度管理の適切な実施**に向けた取組等を支援します。

2. 家畜の伝染性疾病の発生予防

- ① 地域一体となった**防鳥ネット**や**消毒機器の整備**等の**飼養衛生管理水準の向上**、**養鶏場周辺のため池の落水**等の**野鳥飛来防止対策**の取組を支援します。
- ② **民間獣医師や野生動物対策の専門家**、**農場の取引業者等のステークホルダー**と連携した**衛生指導・点検**など、地域での**自衛防疫を強化**する取組を支援します。

3. 家畜の伝染性疾病のまん延防止

- ① 地域で課題となっている疾病について、関係者が一体となった**衛生対策の仕組みづくり**等を支援します。
- ② 家畜の伝染性疾病の発生時に備え、地域で行う**埋却予定地の事前調査**や**防疫演習**を支援します。

4. 畜産物の安全性向上

HACCPの考え方を生産段階で活用した飼養衛生管理（**農場HACCP**）について、その普及・定着を図るため、**認証取得、指導、取組の効果を検証するモニタリング検査**等の取組を支援します。

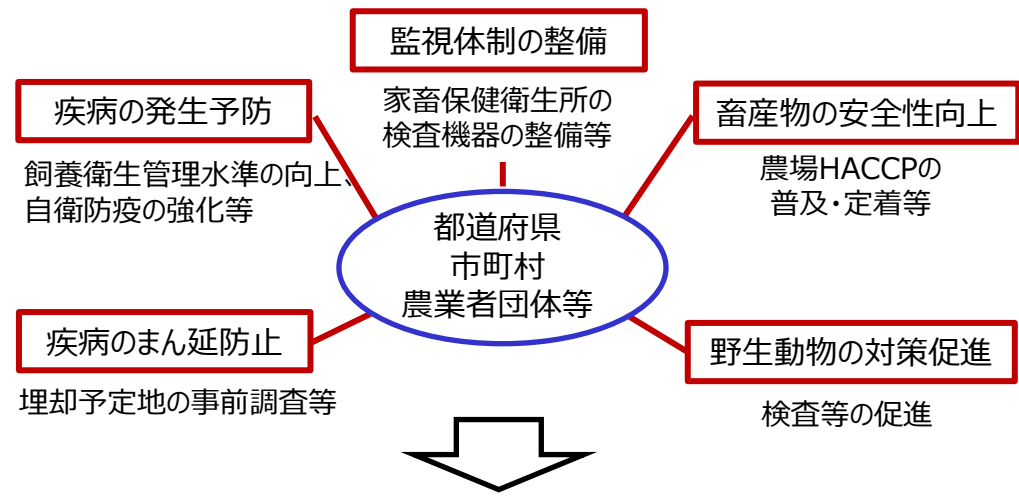
5. 野生動物の対策強化

アフリカ豚熱及び豚熱対策として行う**野生動物のサーベイランス**（浸潤状況調査）について、**検査の促進**等を図るための取組を支援します。

<事業の流れ> 交付（定額、10/10以内、9/10以内、1/2以内）



<事業イメージ>



豚熱、鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止の取組を支援！



(豚熱及び鳥インフルエンザの症状)

【お問い合わせ先】消費・安全局動物衛生課 (03-3502-8292)

家畜衛生の推進（ハード）

【令和7年度予算概算要求額 2,269（1,720）百万円の内数】

<対策のポイント>

家畜の伝染性疾病に係る発生予防・まん延防止の取組を強化するため、①家畜保健衛生所等における家畜等の病性鑑定の実施、②特に高病原性鳥インフルエンザ対策に資する飼養衛生管理の向上、③殺処分の影響を抑制するための農場の分割管理にそれぞれ必要な施設整備を支援します。

<事業目標>

家畜の伝染性疾病に係るまん延防止措置が適切に実施されていないために疾病をまん延させてしまった事例の件数を0件とすること

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 病性鑑定の適切な実施

都道府県の家畜保健衛生所等において、家畜の病性鑑定や野生動物の検査を適切に実施するため、病性鑑定検査施設及び関連施設（採材、病性鑑定畜の保管、感染性廃棄物処理等のための施設）の整備を支援します。

2. 飼養衛生管理の向上

特に高病原性鳥インフルエンザ対策に資する鶏舎入気口フィルター及び細霧装置の整備を支援します。

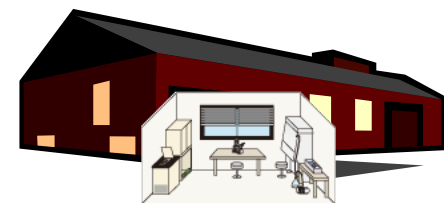
3. 農場の分割管理

高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の発生に際し、殺処分の影響を抑制するため、農場の分割管理に取り組む場合に追加で必要となる施設（更衣室、車両消毒施設、農場境界柵、集卵ベルト、堆肥舎等）の整備を支援します。

<1の事業>

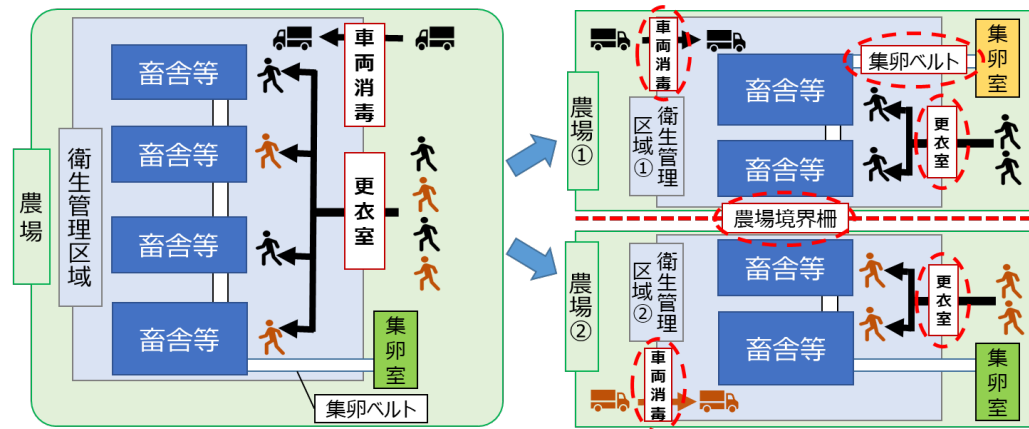
家畜保健衛生所等において、家畜や野生動物の病性鑑定を適切に実施するため、

- ・遺伝子検査
- ・解剖及び採材
- ・病性鑑定畜の保管等に必要な施設を整備



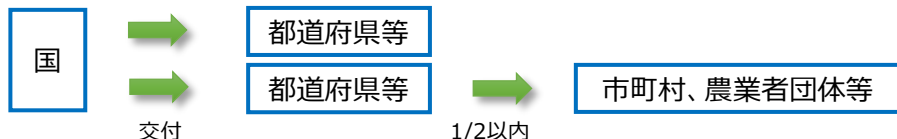
<3の事業>

農場の分割管理に当たり追加で必要な施設（赤破線）のイメージ



<事業の流れ>

交付（1/2以内）



○ 家畜伝染病予防費

【令和7年度予算概算要求額 5,761 (5,761) 百万円】

<対策のポイント>

家畜伝染病予防法に基づき、①都道府県が行う家畜の伝染性疾病（口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等）の発生予防・まん延防止の取組に必要な費用を国が負担するとともに、②家畜等の所有者に対し、と殺家畜等に対する手当金やその死体の焼却等に要した費用を交付します。

<事業目標>

家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止により、畜産の振興を図る（家畜伝染病予防法第1条）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 家畜伝染病予防費負担金

家畜伝染病予防法の規定により、都道府県が行う

- ① 家畜の検査等に必要の旅費
- ② 豚熱ワクチン等の購入費及び接種に必要な資材費
- ③ まん延防止措置等に必要の薬品費、衛生資材費
- ④ 消毒ポイントの運営等の消毒に要した経費
- ⑤ まん延防止のため行う家畜等の焼埋却に要した経費
- ⑥ 移動制限等による農場の売上げの減少額等に相当する額等の全部又は一部について国が負担します。

2. 患畜処理手当等交付金

家畜伝染病予防法の規定により、と殺された家畜等に対する手当金やその死体の焼却等に要した費用の全部又は一部を家畜等の所有者に交付します。

また、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の患畜等については、通常の手当金と併せて特別手当金を交付し、原則として評価額全額を交付します。更に、予防的に殺処分された家畜に対して支払われる補償金等を交付します。

<事業の流れ>

負担
(負担率：10/10、1/2 (法律補助))

国



都道府県

1の事業

交付
(交付率：10/10、1/2)
評価額：①口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等 10/10
②上記以外の疾病 4/5、1/3

国



家畜等の所有者

2の事業

家畜伝染病予防費負担金
(対象：都道府県)

患畜処理手当等交付金
(対象：家畜等の所有者)

- ・ 家畜防疫員の旅費
- ・ 動物用生物学的製剤（ワクチン等）の購入費
- ・ 薬品（消毒薬等）の購入費

等

- ・ 野生動物に使用するワクチン等の購入費
- ・ 野生動物の検査、注射、薬浴等に要した費用
- ・ 衛生資材（保護衣、注射針等）の購入費
- ・ 消毒ポイントの運営に要する費用
- ・ 焼埋却に要する費用
- ・ 移動制限等に起因する売上げの減少額等の補填を行う場合の支援

等

- ・ と殺家畜等に対する手当金

※口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱等の患畜及び疑似患畜については、特別手当金を交付し、原則として評価額の10/10を交付。

- ・ 予防的殺処分を実施した場合の補償金

- ・ 焼埋却に要する経費

発生予防の取組

まん延防止の取組

3

【お問い合わせ先】消費・安全局動物衛生課 (03-3502-8292)

<対策のポイント>

生産農場における飼養衛生管理の向上や家畜の伝染性疾病のまん延防止・清浄化に向け、**農場指導、検査、ワクチン接種やとう汰等の取組**を推進します。また、HACCPの考え方を生産段階で活用した飼養衛生管理（**農場HACCP**）の導入に向けた取組を推進します。

<事業目標>

- ①家畜の伝染性疾病のまん延防止・清浄化の推進、②生産者による飼養衛生管理の向上、③農場HACCPに取り組む農場の拡大

<事業の内容>

1. 疾病清浄化支援対策

① **全国流行疾病対策**：牛のヨーネ病、牛伝染性リンパ腫、牛ウイルス性下痢、牛のサルモネラ症について、疾病のまん延防止及び清浄化を推進するため、**移動予定牛や発生農場等の検査、ワクチン接種、リスク牛のとう汰等**の取組を支援します。

② **地域生産性向上及び越境性疾病衛生対策**：地域で課題となっている家畜の伝染性疾病について、豚熱やアフリカ豚熱等の**全国的な越境性疾病の発生予防対策**にも資するよう、関係者が連携し策定した計画に基づく衛生管理の点検・見直し、専門獣医師や衛生害虫対策の**専門家によるコンサルティング**等の取組を支援します。

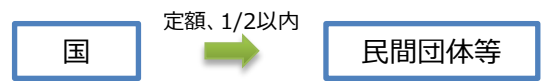
2. 農場飼養衛生管理強化・疾病流行防止支援対策

飼養衛生管理の向上のため、自主的に**民間獣医師等の衛生指導**を受ける取組や吸血昆虫が媒介するアカバネ病予防のための**組織的ワクチン接種**を支援します。

3. 農場HACCP導入推進強化事業

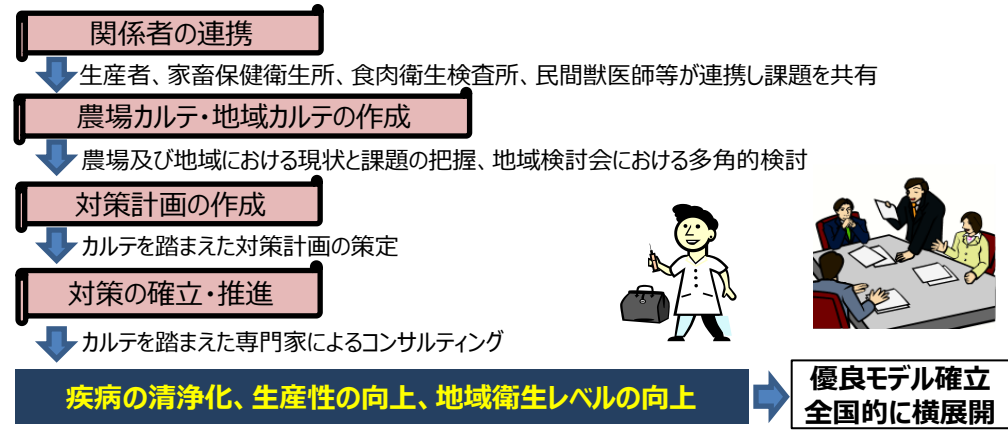
農場HACCPの導入を推進するため、**多様性に富む農場の現場で幅広く知識を応用して指導を担うことのできる農場指導員を養成**するための研修会を開催し、地域における指導体制を強化します。

<事業の流れ>

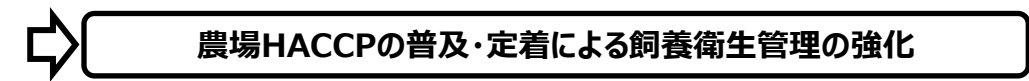
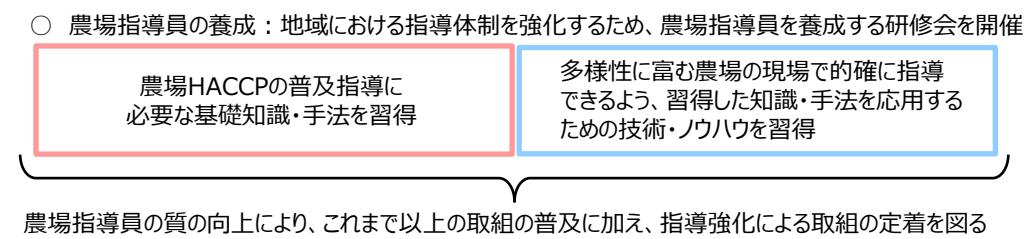


<事業イメージ>

<事業1の②：地域生産性向上及び越境性疾病衛生対策>



<事業3：農場HACCP導入推進強化事業>



<対策のポイント>

我が国のBSE対策の有効性を監視し、消費者や生産者の信頼を確保するため、死亡牛のBSE検査を円滑かつ的確に実施するための費用を助成します。

<事業目標>

BSE検査の適切な実施によるBSE対策の有効性の確認

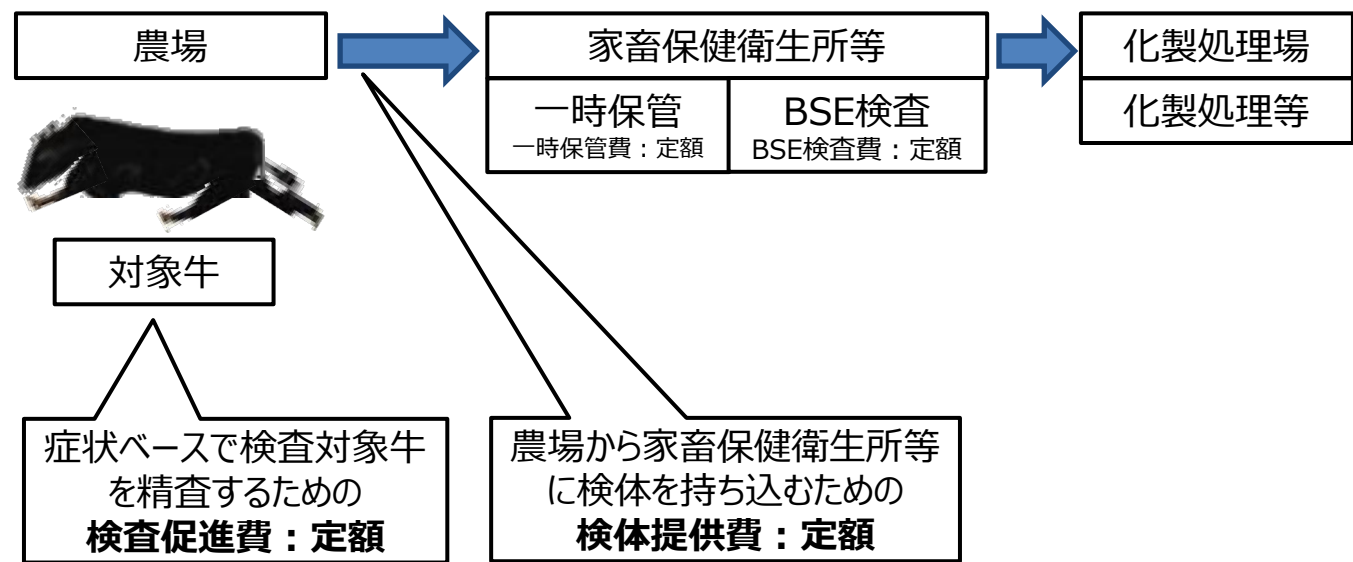
<事業の内容>

死亡牛のBSE検査を円滑かつ的確に実施するため、検査及びそのために必要な採材等に要する費用（検体提供費、一時保管費等）を助成します。

※ 死亡牛のBSE検査については、WOAH（国際獣疫事務局）のBSEに関する国際基準（コード）改正を踏まえ、令和6年度から、特定症状や歩行困難、起立不能等を呈しており、その症状からBSEを否定できない牛等を検査対象牛としています。

<事業イメージ>

【新たなBSEサーベイランス体制に伴う生産者負担に対する助成】



<事業の流れ>



<対策のポイント>

家畜の伝染性疾病について、監視・診断体制の構築・強化、疾病発生時の防疫措置の検証等を行い、効率的・効果的な発生予防・まん延防止に向けた体制を整備します。

<事業目標>

防疫上重要な家畜の伝染性疾病の迅速かつ適切な防疫措置の推進

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 家畜伝染病監視・診断体制整備推進事業

① 病原体の収集・分析、検査用試薬等の製造・配布

特に防疫上重要な家畜伝染病や慢性疾病に係る診断体制の整備に資するよう、病原体の収集・保管、遺伝情報や病原性等の分析、環境試料検査等を実施するほか、家畜保健衛生所での診断に必要な検査用試薬の製造・配布を行います。

② 診断体制強化

口蹄疫及びアフリカ豚熱について、国内の診断体制を整備するための技術研修を実施し、確定診断能力を強化します。

③ 有効なサーベイランス体制の構築

輸出検疫協議等への活用のため、毎年のサーベイランスの結果について、網羅的に科学的解析を行い、疾病の発生・浸潤状況や対策の有効性を評価します。

2. 診断試薬確保事業

国内で清浄化した家畜の伝染性疾病等について、万が一の国内侵入に備え診断体制を構築・強化するため、診断試薬の確保や海外製の診断薬等の有効性の検証を行います。

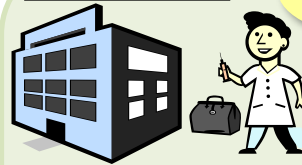
3. 野生動物監視体制整備事業

捕獲された野生動物から検査材料を採取し、家畜の伝染性疾病（ヨーネ病、鹿慢性消耗病、オーエスキー病、ニューカッスル病等）の浸潤状況を調査します。

4. 家畜防疫措置検証事業

家畜伝染病のまん延防止措置として行われる家畜や汚染物品の焼埋却処分等の防疫作業について、より効率的かつ持続的な方法を検証します。

家畜保健衛生所



早期診断
体制整備 ↑

[事業 1]

- ① 検査用試薬等の配布
- ② 診断体制強化
- ③ 有効なサーベイランス体制の構築

診断試薬

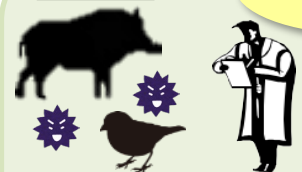


診断体制
構築・強化 ↑

[事業 2]

- ・診断試薬の確保、
- ・海外製の診断薬等の有効性の検証

野生動物



侵入リスク
低減 ↓

[事業 3]

- ・疾病の浸潤状況調査

防疫措置



作業
効率化 ↑

[事業 4]

- ・より効率的・持続的な防疫措置の方法の検証

<事業の流れ>



○ アフリカ豚熱防疫体制整備事業

【令和7年度予算概算要求額 40（10）百万円】

<対策のポイント>

近隣諸国においてアフリカ豚熱の発生が続いており、我が国への侵入リスクがこれまでになく高まっています。野生動物へのアフリカ豚熱の侵入は、畜産業のみならず、ジビエ等の地域産業に甚大な影響をもたらすため、**野生動物を対象としたアフリカ豚熱等の家畜疾病対策の実施に必要な人材の育成・確保、アフリカ豚熱の侵入防止のための消毒ポイント等の設置や周知活動、発生時の初動防疫に必要な資材備蓄等**により、アフリカ豚熱の発生予防・まん延防止に向けた体制を整備します。

<事業目標>

家畜の伝染性疾病に係る発生予防・まん延防止措置が適切に実施されていないために疾病をまん延させてしまった事例の件数を0件とすること

<事業の内容>

1. 野生動物を対象とした家畜疾病対策の人材の育成・確保

- ① 野生動物の生息域における防疫体制の向上を図るため、**地域の狩猟者や森林作業者等の山林関係者と家畜衛生関係者との連携体制**を構築する取組（机上演習等）を支援します。
- ② 交差汚染防止技術や野生動物の死体の適切な処理（埋置、焼却、発酵消毒）等の**実地演習の実施**により、**野生動物を対象とした防疫対策に資する人材の育成・確保**を図る取組を支援します。
- ③ 上記①②を**広域的に実施**（複数県を参集）する取組を支援します。

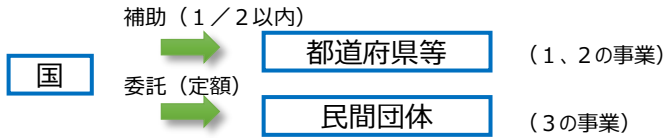
2. アフリカ豚熱の侵入防止のための消毒ポイント等の設置及び周知活動

キャンプ場・登山道等に消毒ポイントや食品廃棄物を管理できる収納器具・機材を設置する取組を支援するとともに、**アフリカ豚熱の侵入防止を促すため、立て看板等を用いた周知活動**を支援します。

3. 発生時の初動対応のための資材備蓄

発生時の初動対応に備えて**必要な資材を備蓄**します。
（3年間で充足後、以降は備蓄を維持（備蓄品の耐用3年間））

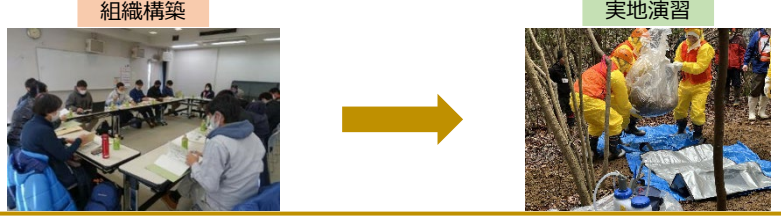
<事業の流れ>



<事業イメージ>

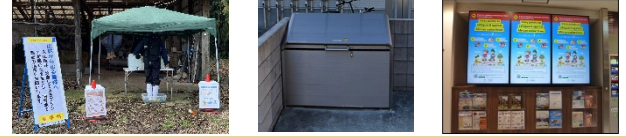
1の事業

- 狩猟者や森林作業者等との連携を図るための組織の構築。
- 各地域で適切な死体の処理が行えるよう**実地演習**を実施。



2の事業

- キャンプ場・登山道等に消毒ポイント等の設置。
- アフリカ豚熱の侵入防止を促すため**立て看板等を用いた周知活動**。



3の事業

- イノシシの防疫作業では、家畜の防疫作業では使用しない**特殊な資材が必要**。緊急時に備え、これら**特殊な防疫資材の備蓄**を行う。



<対策のポイント>

我が国の動物疾病診断・検査体制に対する信頼性の向上のため、**WOAH（国際獣疫事務局）認定施設の国際的な活動**を支援します。

<事業目標>

- ひとたび発生すれば重大な影響がでる動物疾病等の診断体制及び対策の強化による我が国への動物疾病の侵入・拡大リスクの低減
- 我が国の動物疾病診断・検査体制に対する信頼性の向上による輸出検疫協議の促進

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. WOAH認定施設の国際的な活動の支援

我が国のWOAH認定施設と海外の試験研究機関との連携構築に係る費用や国内外からの検査・診断要請に応じて実施する検査・診断費を支援します。

2. 精度管理の国際基準を達成するための取組を支援

ISO17025（※）の第三者機関からの認証を受けるために必要な**審査費用及び検査機器外部点検費用**を支援します。

※国際標準化機構（ISO）が定める、試験所及び校正機関が行う試験及び校正結果の正確性と信頼性を保証するための国際規格。

【参考：WOAH（国際獣疫事務局）とは】

世界の動物衛生の向上を目的とする政府間機関。創設時の通称はOIE。動物衛生や人獣共通感染症等に関する国際基準の策定、各国・地域における特定疾病の清浄ステータスの認定等を行う。

WOAHから認定を受けたステータスは、畜産物等の輸出検疫協議にも活用されており、ステータスを取得・維持するためには、国内の診断体制が国際的に評価されていることが求められる。

<事業の流れ>



○ 動物検疫所の検疫事業費

【令和7年度予算概算要求額 2,011 (1,758) 百万円】
【令和7年度予算概算要求額 (デジタル庁計上) 357 (172) 百万円】

<対策のポイント>

アフリカ豚熱、口蹄疫、鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病が我が国に侵入しないよう、**動物検疫体制を充実強化**することにより、水際措置に万全を期します。

<事業目標>

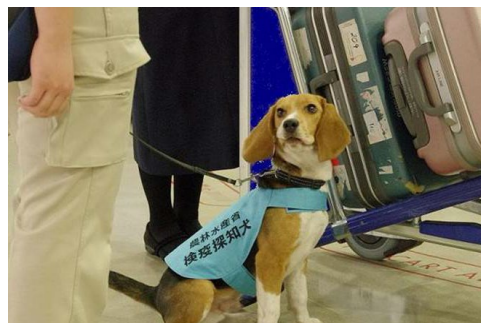
家畜の伝染性疾病の侵入防止の徹底

<事業内容>

<事業イメージ>

訪日外国人の大半を占める中国等のアジア地域では、一度まん延すると発生地域の社会・経済活動に大きな影響を及ぼし得る家畜の伝染性疾病であるアフリカ豚熱、口蹄疫、鳥インフルエンザの発生が継続的に報告されています。

これらの地域を始めとする諸外国から**我が国へのアフリカ豚熱等の家畜の伝染性疾病の侵入リスクに適切に対応**するため、動物検疫所は、以下のとおり**動物検疫体制の充実強化**に取り組みます。



<国際空港で活動する検疫探知犬>



<国際空港における旅客の靴の消毒>

家畜の伝染性疾病の侵入防止（事務費）

動植物検疫探知犬140頭体制を維持し、国際郵便物や地方空港も含めた探知活動の充実、海外からの旅客の消毒が必要な物品の消毒により伝染性疾病の侵入リスクを低減するとともに、SNS等を活用した海外での情報発信、海外空港における周知強化等の**入国者への動物検疫制度の周知・広報活動**を行います。

また、情報システムについて、7次NACCSを利用開始するとともに、デジタル庁のガイドラインに基づくUI（ユーザーインターフェース）の向上やMAFFクラウドへの移行を行います。



<港における自転車消毒>



<空港における広報キャンペーン>

<対策のポイント>

畜産農場における飼養衛生管理水準を向上し、安全な国産畜産物の安定供給及び生産性向上を実現するため、飼養衛生管理基準の遵守状況、生産資材の使用状況等の情報について、関係者間でタイムリーな共有、分析結果の活用等を行うシステムを段階的に構築します。

<事業目標>

デジタル技術を活用した飼養衛生管理等に関する情報をタイムリーに共有・活用するシステムを段階的に開発

<事業の内容>

飼養衛生管理情報通信整備事業

畜産現場を取り巻く環境は、家畜疾病の発生、抗菌剤の不適切な使用等の課題が山積しており、現場からは、飼養衛生管理の向上に資する科学的エビデンスとなる情報の共有・利活用、指導の充実等を求める声が高まっています。このため、デジタル技術を活用した効率的な業務や飼養衛生管理等に関する情報のタイムリーな共有・活用に資するシステムを段階的に構築します。

1. システム運用保守

令和6年度までに開発した飼養衛生管理情報、防疫措置情報、指示書に基づく投薬情報等を関係者間で共有・活用するシステムについて運用保守を実施します。

2. コールセンターの設置

令和7年度に運用するシステムについて、生産者、獣医師等からの問合せに対応するコールセンターを設置します。

3. システム開発

令和6年度に要件定義を実施したサーベイランス情報を関係者間で共有・活用するシステム開発を実施します。

<事業イメージ>

デジタル技術を活用した飼養衛生管理等情報をタイムリーに共有、活用するシステムを段階的に構築



- フードチェーンにわたる業務改善や利便性向上を推進
- 輸出時の基礎データとしても活用

生産
↓
食肉
処理
↓
消費
(輸出)

- ① 蓄積データの活用による慢性疾病の削減、農場経営の改善 【生産者】
 - ② 家畜衛生関連情報の伝達、管理に係る業務負荷の軽減 【獣医師(畜産行政)】
 - ③ 情報共有及び指導の効率化による飼養衛生管理の向上 【獣医師(畜産行政、家畜診療)】
 - ④ 薬剤耐性(AMR)対策の推進、動物用医薬品の適正使用 【関係者全体】
 - ⑤ 各国の基準に適応した畜産物の生産による輸出促進 【生産者】
 - ⑥ 家畜疾病に係る検査結果等の改善による廃棄の減少 【獣医師(公衆衛生行政)】
 - ⑦ 飼養衛生管理向上による安全な畜産物供給 【消費者】
- ◆ 重大疾病・事故発生時の迅速な対応 【関係者全体】

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

10

消費・安全局食品安全政策課 (03-5512-2292)
 消費・安全局畜水産安全管理課 (03-6744-2103)
 消費・安全局動物衛生課 (03-6744-7144)